

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に基づき、人事院規則八一一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則八一一二一一四

人事院規則八一一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八一一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（併任の解除及び終了）	（併任の解除及び終了）
第三十七条 （略）	第三十七条 （略）

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合において

は、併任は、当然終了するものとする。

一〇十二 (略)

(削る)

十三・十四 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合において

は、併任は、当然終了するものとする。

一〇十二 (略)

十三 職員が平成三十一年ラグビーワールドカ  
ップ特措法第四条第一項の規定により派遣さ  
れた場合

十四・十五 (略)